

岡山市 I C T 活用工事特記仕様書 （施工者希望型）

本工事は、I C T 活用工事（施工者希望型）の対象工事であり、下記に基づき監督員と協議すること。

第 1 条 I C T 活用工事について

1 I C T 活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき実施する I C T 活用工事である。
なお、I C T 活用工事の実施に当たっては、別途定める「岡山市 I C T 活用工事試行要領（以下「試行要領」という）」により実施することとする。

2 定義

- (1) i-Construction とは、I C T の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設生産のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、受注者の希望により、その実現に向けて I C T を活用した工事（I C T 活用工事）を実施するものとする。
- (2) I C T 活用工事とは、建設生産プロセスの下記段階において、I C T を全部又は一部に活用する工事である。ただし、一部に活用する場合は②④⑤は必須とし、①③は選択とする。
 - ① 3 次元起工測量
 - ② 3 次元設計データ作成
 - ③ I C T 建設機械による施工
 - ④ 3 次元出来形管理等の施工管理
 - ⑤ 3 次元データの納品

第 2 条 適用工種

本工事では、道路土工（※ 1）の盛土（※ 2）・舗装工・舗装工（修繕）において本特記仕様書を適用する。

※ 1：「道路土工」又は「河川土工」のいずれかを選択して記載すること。

※ 2：「掘削」、「盛土」、「路体盛土」、「路床盛土」から選択して記載すること。

第 3 条 I C T 活用工事の実施方法

- 1 受注者は、I C T 活用施工を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出までに監督員へ提案・協議を行い、協議が調った場合に下記 2～8 により I C T 活用工事を行うことができる。
- 2 原則、本工事の適用工種にて適用することとし、I C T の活用内容、対象範囲等については監督員と協議するものとする。なお、実施内容等については、施工計画書に記載するものとする。
- 3 I C T を活用し、以下の施工を実施する。
 - ① 3 次元起工測量
受注者は、本工事の起工測量において、「岡山市 I C T 活用工事試行要領」により 3 次元測量データを取得するために測量を行うものとする。
起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事での 3 次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、I C T 活用とする。
※測量に際しては、伐採後の現況地形において行うこと。
 - ② 3 次元設計データ作成
受注者は、設計図書や 3 ①で得られたデータを用いて、3 次元出来形管理を行うための 3 次元設計データを作成する。
 - ③ I C T 建設機械による施工
3 ②で得られた 3 次元設計データ又は施工用に作成した 3 次元データを用いて、下記の I C T 建設機械により施工を実施する。
 - ④ 3 次元出来形管理等の施工管理
工事の施工管理において、「岡山市 I C T 活用工事試行要領」により、I C T を用いた出来形管理及び品質管理を実施する。
 - ⑤ 3 次元データの納品

3④により確認された3次元施工管理データを、工事完成図書として納品することとする。

- 4 上記3①～⑤を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要なICT活用工事用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督員と協議するものとする。

発注者は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、ICT活用工事を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。

- 5 上記3①～⑤で使用するICT機器に入力した3次元設計データを監督員に提出すること。

- 6 試行要領の基準類にある土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

- 7 受注者は、必要に応じてICT活用効果等に関する調査（施工合理化調査、アンケート調査等）に協力するものとし、調査の実施及び調査票については別途指示するものとする。

- 8 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督員と協議するものとする。

第4条 ICT活用工事における適用（用語の定義）について

1. 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ（以下「3次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第5条 ICT活用工事の費用について

受注者が、契約締結後、施工計画書の提出までに監督員へ協議を行い、協議が整った場合、ICT活用工事を実施する項目については、設計変更の対象とし、変更計上することとする。ただし、監督員の指示に基づき、3次元起工測量を実施するとともに3次元設計データの作成を行った場合は、受注者は監督員からの依頼に基づき、見積書を提出するものとする。

第6条 履行証明書について

ICT活用工事を実施し、しゅん功検査に合格した受注者に対して、ICT活用工事履行証明書を発行するものとする。